

## 交通政策審議会答申（平成20年12月18日）（抜粋）

## IV 諸問題の原因

- ④ タクシー事業の構造的要因（利用者の選択可能性の低さ、歩合制主体の賃金体系等）

流し営業等においては、利用者がタクシーを選択することが困難な場合が多く、その結果、サービス等に問題のある事業者であっても利用者の選択を通じては市場から排除されにくい、利用者を選択されるためのサービスの多様化や活性化が進まないなどの問題が生じている。

また、事業所の外での労働が中心であるタクシーの特性から、タクシー事業においては、多くの場合、運転者の賃金として歩合制が採られているが、その結果、供給の拡大や運賃引き下げに伴うリスクを相当程度運転者が負わされ、供給過剰や過度な運賃競争が労働条件の悪化等につながるという現象が生じている。

特に、これらの構造的要因は、タクシー事業者が、当該地域の輸送人員が減少しているにもかかわらず、経営リスクを負うことなく増車や運賃競争による市場シェアの拡大を指向することなどを可能にしている根源的な要素ともなっていると考えられ、このような構造的要因に対しても適切に対応することがタクシー事業の諸問題の解決のために極めて重要である。

## V 構造的要因への対応

上述のとおり、IVに掲げた諸問題の原因のうち、④の利用者の選択可能性の低さや歩合制主体の賃金体系といった構造的要因は、需要が減少しているにもかかわらず増車が行われるなど、過剰な輸送力の増加や過度な運賃競争を引き起こす根源的な要素ともなっている。

これらの構造的要因は、流し営業や事業所の外での労働が中心というタクシー事業の特性に由来するものであるが、タクシーを巡る諸問題の解決のためには、これらの要因への適切な対応が極めて重要である。

## 2. 歩合制賃金のあり方

運転者の労働条件の悪化、更にはその原因である供給過剰や過度な運賃競争等については、運転者の賃金が多くの場合歩合制であることが大きな背景となっていると考えられる。

このため、タクシー事業において歩合制賃金を認めるべきではないといった意見もあるところであるが、歩合制賃金は、法的に出来高払制賃金として位置付けられたものであり、また、事業所の外での労働が中心であるタクシー事業の特性からは、これを一律に禁ずることは難しいと考えられる。

したがって、労働条件の悪化等の問題に対しては、歩合制賃金の存在を前提としつつ、需給バランスの改善や適正な運賃水準の確保など、総合的な対策を通じてその改善を図っていくことが重要である。

また、歩合制賃金については、その実態を所与の前提とするのではなく、営業形態や運行管理の実態等を踏まえ、合理的な範囲内で、例えば固定給のあり方など、タクシー運転者の賃金システムの改善の可能性等につき、関係者で検討を深めていくべきである。更に、事業者による労務管理のあり方や、営業収入に対するタクシー運転者の賃金率、賃金制度（累進歩合制度（売上の多寡により歩合率が非連続的に増減する給与制度等）、いわゆる運転者負担制度等）の実態などの事業者等による情報開示のあり方についても検討されるべきである。

なお、累進歩合制度については、長時間労働やスピード違反等をさせる結果になりやすく、交通事故の発生も懸念されるので、厚生労働省通達により、廃止するものとされており、そうした不適切な実態がないか監査等で確認し、その是正を促す等の対応を図っていくべきである。